

# 横浜市都筑公会堂第3期指定管理者公募に係る質問・回答一覧

※ 質問受付期間を経過した後の質問や、この回答に対する追加質問、申請にあたっての相談等には一切応じられませんので、ご注意ください。

※ 順番は、質問受付順です。

番号	分野	詳細	質問(原文)	回答
1	公募要項1頁・2(7)施設の休館	長期休館中の指定管理料について	指定期間中の長期に渡る(約12ヶ月)休館時は、光熱水道費、保守点検・維持管理費等の固定費を貴区が査定し閉館前の指定管理料から減額となるのでしょうか？他区での先行事例があればご教示いただきたい。ある場合はそれが本件でも準用されるかについてお示しいただきたい。	光熱水費、人件費等について、著しい変動が生じた場合は、指定管理料を含め別途協議となります。工事内容や工事期間などは公会堂によって異なるため、お示しできる事例はございません。
2	公募要項1頁・2(7)施設の休館	長期休館中の指定管理料について	<p>指定期間中の長期に渡る(約12ヶ月)休館に伴い、利用料金収入(過年度実績平均)約1,600万円台の減収が見込まれます。</p> <p>更に、光熱水道費、保守点検・維持管理費等の固定費が貴区の査定により減少されるとした場合、人件費が逼迫し、音響・照明等の技術者を雇止めせざるを得ない状況になります。</p> <p>指定期間途中で音響・照明等の技術者を雇止めとした場合、昨今の技術者の人材不足状況では再度同等能力の人材を確保することは非常に困難となることが推測され、業務の継続性に支障が生じかねません。</p> <p>については、休館中に人材を継続して確保することが必要と考えますが、このことについて他区での先行事例があればご教示いただきたい。ある場合はそれが本件でも準用されるかについてもお示しいただきたい。</p>	<p>光熱水費、人件費等について、著しい変動が生じた場合は、指定管理料を含め別途協議となります。</p> <p>指定期間中の人員体制については、業務の継続性や人材確保の観点も踏まえて御検討ください。なお、休館期間中の指定管理者の人員体制について、お示しできる事例はございません。</p>
3	仕様書9頁14リスク分担	リスク分担について	指定期間内における主なリスク分担(別紙2)が貴区サイトに提示されていないので、お示しいただきたい。	仕様書10頁にリスク分担(別紙2)を追加しました。